国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における
情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正について

平成１９年８月
総合政策局情報管理部
航空局

１．背景

「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成１６年法律第１４９号。以下「ｅ－文書法」という。）」においては、他の法令により、民間事業者等が書面により行わなければならないとされている備え付け等の保存については、書面に代えて電磁的記録により行うことができることとすることを通則的に規定しており、ｅ－文書法の適用対象となる規定については、主務省令（国土交通省にあっては、「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成１７年国土交通省令第２６号。以下「施行規則」という。）」をいう。）で定められている。

現行、飛行規程、航空図及び運航規程については、航空法上航空機に書面により備え付ける（保存する）ことが求められており、電磁的記録による備え付け（保存）は認められていない。これは、これらの書面については、緊急時の見読性を確保することが求められるところ、ｅ－文書法制定時においては、必要に応じ、直ちに明瞭な状態で、機上の電子計算機の映像面に表示することができる措置を講じることができる機器が我が国に導入されておらず、導入の具体的計画もなかったことからｅ－文書法の適用対象としていなかったものである。

しかしながら、本邦航空運送事業者において、来年度より、このような措置を講じることができる機器を装備した航空機による本格的な運用が予定されていることから、飛行規程、航空図及び運航規程の電磁的記録による保存を許容するため、施行規則を改正する必要がある。

２．改正内容

航空機への飛行規程、航空図及び運航規程の備え付け義務について、施行規則の別表を改正し、e-文書法の適用対象とすることにより、書面による備え付けに代えて、施行規則に従って電磁的記録の備え付けを行うことを認めることとする。

３．スケジュール

平成１９年９月中旬公布・施行（予定）